

道路運送法第9条第4項及び
同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

1. 協議が調っている路線又は営業区域

（系統新設に係る路線）

- 01系統 善行駅東口～亀井野団地～善行駅東口（4.6km）
 - 02系統 善行駅東口～立石公園～善行駅東口（3.4km）
 - 03系統 フジスーパー前～立石神社～フジスーパー前（6.9km）
- （別紙1 路線・系統図のとおり）

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

（変更）

- 01系統 善行駅東口～亀井野団地～善行駅東口（4.6km）
- 02系統 善行駅東口～立石ハイツ～善行駅東口（3.4km）

（新設）

- 03系統 フジスーパー前～立石神社～フジスーパー前（6.9km）
- （別紙1 路線・系統図のとおり）

3. 運行系統毎の運行回数

- 01系統 午前 9時～午後5時、8回
- 02系統 午前 9時～午後5時、8回
- 03系統 午前10時～午後4時、6回

4. 車両概要

- ・乗車定員 10人以下
- ・使用車両数 別紙2（運行事業者毎）
- ・予備車 一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と兼用

5. 運行の態様について

道路運送法第4条及び第21条による乗合運送許可（路線定期運行型）

6. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

- 大人（中学生以上） : 250円
- 小人（未就学児除く中学生未満） : 130円
- 幼児（未就学児） : 大人1人につき2名まで無料

7. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用する期間

- ・道路運送法第 21 条による許可は、平成 28 年 1 月 31 日迄とし、道路運送法第 4 条の許可が認められた時点で廃止の手続きを行う。

(2) その他条件

- ・フジ交通株式会社、株式会社 湘南相中の 2 社での共同運行を行う。
- ・停留所を追加する場合の藤沢市地域公共交通会議の議決によらず実施し、報告については、事後的に対応する。
- ・運行回数について、20%以内の変更については、藤沢市地域公共交通会議の議決によらず実施し、報告については、事後的に対応する。
- ・車両については、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」の適用除外とする。
- ・運行を行う交通事業者及び藤沢市は、関係する地域の住民に対して時刻表等の必要な情報を事前に提供する。

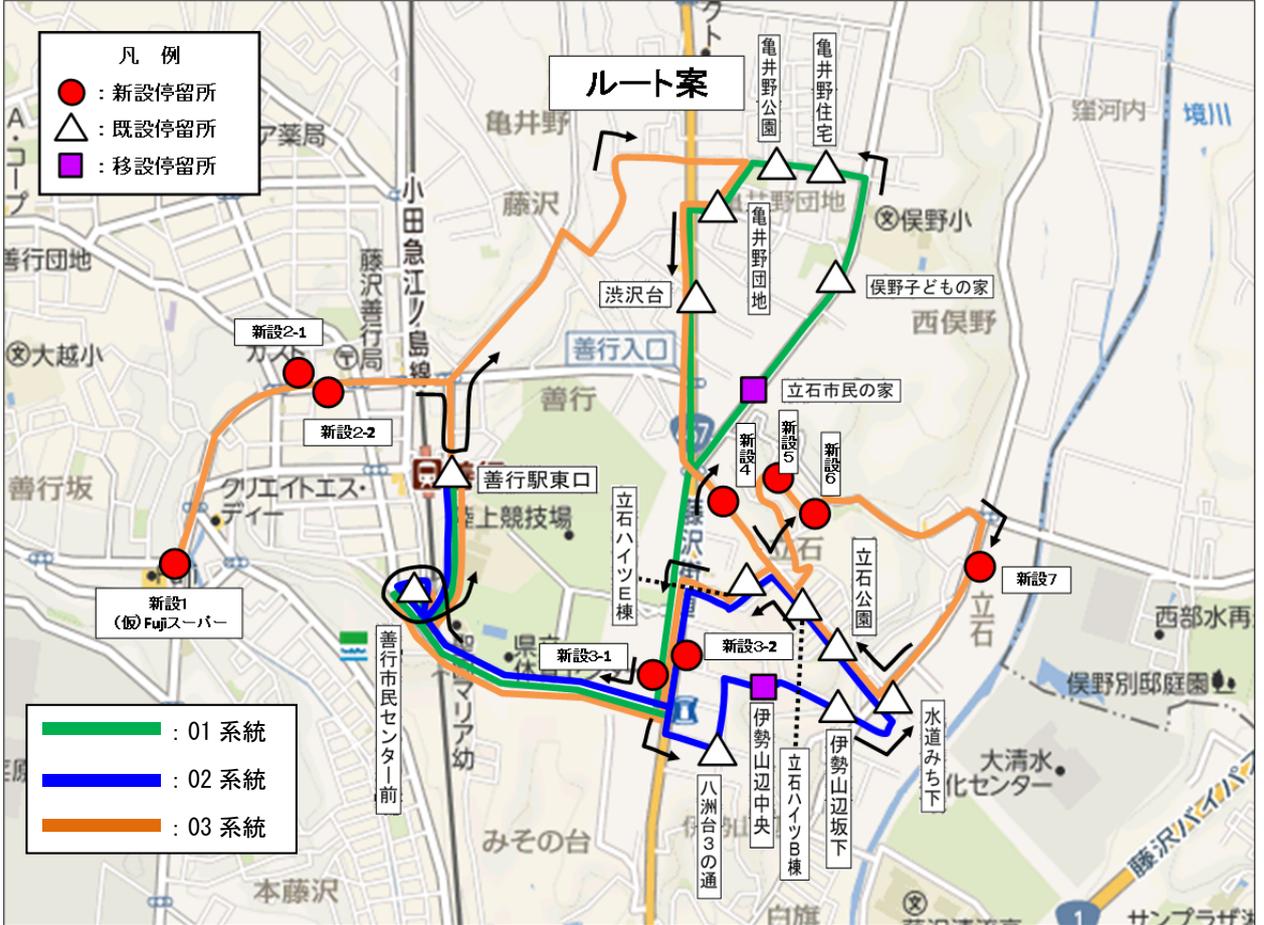
平成 27 年（2015 年）7 月 17 日

藤沢市地域公共交通会議

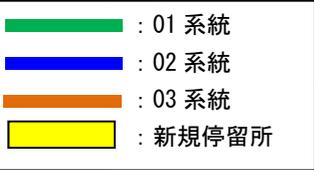
会 長 岡村 敏之

路線・系統図

運行ルートおよび停留所



起点	01 系統	02 系統	03 系統
	善行駅東口	善行駅東口	新設 1(フジスーパー前)
	善行市民センター前	善行市民センター前	新設 2-1(善行駅西口下)
	新設 3-2(藤沢翔陵高校前)	八洲台 3 の通	善行駅東口
	立石市民の家	伊勢山辺中央	亀井野団地
	俣野子ども家	伊勢山辺坂下	渋沢台
	亀井野住宅	水道みち下	新設 4(水道みち入口)
	亀井野公園	立石公園	新設 5(立石住宅1)
	亀井野団地	立石ハイツ B 棟	新設 6(立石住宅2)
	渋沢台	立石ハイツ E 棟	新設 7(立石神社下)
	新設 3-2(藤沢翔陵高校前)	新設 3-2(藤沢翔陵高校前)	立石公園
終点	善行市民センター前	善行市民センター前	立石ハイツ B 棟
	善行駅東口	善行駅東口	立石ハイツ E 棟
			新設 3-1(藤沢翔陵高校前)
			善行市民センター前
			善行駅東口
			新設 2-2(善行駅西口下)
			新設 1(フジスーパー前)



使用車両概要

事業者 1

1 所有者：フジ交通株式会社

2 車両使用台数根拠

標準的に使用する定員 10 人の車両の他、予備車を定員で 2 両相当分の台数を必要台数とします。

3 使用車両（フジ交通株式会社）

専属車 乗車定員 10 人× 1 両（一般乗合旅客自動車運送事業専用で用いる）

予備車 乗車定員 10 人× 1 両（一般乗用旅客自動車運送事業兼用で用いる）

予備車 乗車定員 5 人× 2 両（一般乗用旅客自動車運送事業兼用で用いる）

事業者 2

1 所有者：株式会社湘南相中

2 車両使用台数根拠

標準的に使用する定員 10 人の車両の他、予備車を定員で 2 両相当分の台数を必要台数とします。

3 使用車両（株式会社湘南相中）

専属車 乗車定員 5 人× 2 両（一般乗用旅客自動車運送事業兼用で用いる）

予備車 乗車定員 5 人× 2 両（一般乗用旅客自動車運送事業兼用で用いる）